

基安安発 0417 第 2 号
基安労発 0417 第 4 号
令和 2 年 4 月 17 日

中央労働災害防止協会
専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた
全国安全週間の対応について

令和 2 年度全国安全週間の実施については、令和 2 年 3 月 19 日付け基発 0319 第 2 号「令和 2 年度全国安全週間の実施について」により、その取組をお願いいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえ、本年度については、全国安全週間の対応を下記のとおりといたしましたので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 全国安全週間及び準備期間中に事業者が行う実施事項について

全国安全週間実施要綱の 9 (1) において、全国安全週間及び準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げておりますが、その実施に当たっては、感染拡大防止についても十分留意することが必要であることから、同週間の周知に当たっては、その旨も併せて周知することといたしました。

特に、実施事項にある、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」などについては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という 3 つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組むよう周知することといたし

ました。

周知にあたっては、令和2年4月1日付け基安発0401第1号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」の記の2の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの活用を勧奨する等により、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進を図ることといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであることから、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただくようあわせて周知することとしております。

なお、厚生労働省が作成し貴団体あて送付する全国安全週間のポスター・リーフレットにおいても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る情報を記載し作成する予定としております。

2 安全衛生に係る表彰及び安全パトロールについて

厚生労働大臣賞の中央表彰式、都道府県労働局長賞の表彰式及び伝達式については、多数の受賞者、来賓が集まることから、開催を中止といたしました。

なお、表彰自体は実施いたします。

また、行政機関が行う安全パトロールについては、事業者に対して、感染拡大防止の観点及び感染防止対策に取り組む事業者の過度な負担を伴う依頼となることから中止といたしました。

なお、これら開催の中止等については、都道府県労働局にも通知済みです。